

群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 こどもの健やかな成長には、大人や仲間と関わり合いながら、生きていくのに必要な知識や技術を身につけていく体験が不可欠である。

現在、さまざまな事情で放課後や休日等をひとりで過ごすこどもが増加し、各地域で家庭に代わって安心して過ごせ、大切なことを学べる居場所（以下「こどもの居場所」という。）が求められている。

県では、そうしたこどもの居場所づくりを推進するため、第3条に掲げる事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱によるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、群馬県内で次条第1項に掲げる事業を実施する民間団体とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者（第5条第7号において「暴力団等」という。）であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) こどもの居場所づくり事業

(2) こどもの居場所地域ネットワークづくり事業

(3) こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業

2 前項第1号に掲げる「こどもの居場所づくり事業」は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

(1) 次のいずれかに該当するこどもの居場所づくりであること。

① 食事の提供を含むこどもの居場所（以下「こども食堂」といい、移動式こども食堂を含む。）づくり

② 学習の支援を含むこどもの居場所（以下「学習支援」という。）づくり

③ 適切な遊びや様々な体験活動等を通じて生活習慣を身につけることができる事業や相談支援などを含むこどもの居場所（以下「遊び場等」という。）づくり

(2) 原則として月1回以上定期的にこどもの居場所を提供すること。

(3) 1年以上継続して事業を実施する見込みがあること。

- (4) 団体の構成員の3親等以内の親族を除く概ね5名以上のこどもの利用が見込めること。
 - (5) 利用料は無料又は材料費等の実費相当額とすること。
 - (6) 責任者を1名配置し、利用者及び事業従事者の事故に対応する（食品を提供する場合は、食中毒にも対応する）保険に加入すること。
 - (7) こども食堂を実施する場合は、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、管轄する保健所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。
 - (8) 食品を提供する場合は、食物アレルギー対策に十分留意し、こどもの健康情報及び緊急連絡先を事前に確認すること。
 - (9) 福祉的な支援を必要とするこどもや保護者を把握した場合には、虐待通報等緊急の場合を除き本人の同意を得て、市町村等と連携を図り、必要な支援に結びつけるよう努めること。
 - (10) 営利活動や宗教的活動、政治的活動を行わないこと。
 - (11) こどもの居場所づくり事業を既に行っている場合、当該こどもの居場所づくり事業を行った日から起算して4箇月以内に第6条に規定する交付申請書を知事に提出すること。
- 3 第1項第2号に掲げる「こどもの居場所地域ネットワークづくり事業」は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。
- (1) 一定の地域においてこどもの居場所を継続的に提供するための情報交換や相互支援を行うことを目的とする組織（以下「地域ネットワーク」という。）を新たに設立すること。
 - (2) 当該地域内において既に活動している地域ネットワークがないこと。
 - (3) 地域ネットワークは少なくとも4団体以上で構成されるものであること。また、そのうち少なくとも2団体以上はこどもの居場所を提供する事業者であること。
 - (4) 年1回以上、構成団体の半数以上が参加する会議又は情報交換会等を開催すること。
 - (5) 前項第10号に掲げる活動を行わないこと。
 - (6) こどもの居場所地域ネットワークづくり事業を既に行っている場合、当該こどもの居場所地域ネットワークづくり事業を行った日から起算して4箇月以内に第6条に規定する交付申請書を知事に提出すること。
- 4 第1項第3号に掲げる「こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業」は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。
- (1) 前項第3号の要件を満たす地域ネットワークがイベント開催や資料作成等、次のいずれかに該当する普及啓発事業を実施すること。
 - ① 構成団体が提供するこどもの居場所の利用拡大に繋がる事業
 - ② こどもの居場所を提供する事業者の新規設立を促進する事業
 - (2) 地域ネットワークが前号に掲げる事業を実施する場合、原則として構成団体の半数以上が事業に関与し、何らかの役割を担うこと。
 - (3) 第2項第10号に掲げる活動を行わないこと。
- 5 補助金の交付対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の1月31日までとする。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次表の第1欄に定める事業の区分に応じ、第3欄に定める補助基準額と、第2欄に定める補助対象経費の実支出額から補助対象経費に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助の割合を乗じ

て得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 次表の第2欄に定める補助対象経費は、国や地方公共団体から補助等の財政的支援を受けている経費を除くものとする。

事業の区分	補助対象経費	補助 基準額	補助の 割合
こどもの居場所づくり事業	こどもの居場所づくり事業を実施するために必要な次に掲げる経費 ・ 備品購入費 ・ 消耗品購入費 ・ 印刷製本費（広報に係る経費） ・ 事故や食中毒に対応する保険料 ・ 食品衛生法関係営業許可申請手数料 ・ 食品衛生責任者養成講習会の受講料 ・ その他知事が必要と認める経費 ※ 対象経費のうち備品購入費及び消耗品購入費は、調理器具（冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、鍋等）、家具（テーブル、いす等）、食器（皿、コップ、箸等）、教材費（パソコン、タブレット、参考書等）等とする。	100,000円 （こども食堂、学習支援及び遊び場等のいずれか又は全てのこどもの居場所を提供していない群馬県内の市町村において、その提供していないこどもの居場所づくりを実施する場合（複数の市町村で実施する場合は、提供していない群馬県内の市町村で主に実施するとき）は200,000円。）	10分の10
こどもの居場所地域ネットワークづくり事業	こどもの居場所地域ネットワークづくり事業を実施するために必要な次に掲げる経費 ・ 備品購入費 ・ 消耗品購入費 ・ 印刷製本費（広報に係る経費） ・ その他知事が必要と認める経費	100,000円	
こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業	こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業を実施するために必要な次に掲げる経費 ・ 備品購入費 ・ 消耗品購入費 ・ 印刷製本費（広報に係る経費） ・ イベント開催に係る会場使用料 ・ その他知事が必要と認める経費	300,000円 （イベント開催を伴わない場合は100,000円）	

（交付の条件）

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （2）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないうで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) (1) から (4) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 本事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 補助事業の遂行において暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報することとする。
- (8) 交付対象事業の着手は、原則として、第7条に規定する補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）を受けて行うものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、変更交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、交付決定を行った日の属する会計年度の2月15日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定、交付、返還）

第11条 知事は前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、精算払により補助金を交付するものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払によることができる。

- 3 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 4 すでに確定額を超えて補助金の交付を受けているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 知事は補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- （1）規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- （2）補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）第7条に抵触するとき。
- （3）不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月15日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条 補助事業者が補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

- 2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年群馬県条例第76号）に規定する内容を遵守しなければならない。

（補助金の経理等）

第15条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（活動状況等の確認）

第16条 知事は、第10条に規定する実績報告書が提出された日の属する会計年度の翌会計年度以後の期間においても、補助事業者が引き続き第3条第2項、第3項又は第4項に掲げる要件を満たしているか否かを確認することができるものとする。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- （1）実施計画書（別紙1）
- （2）所要額調書（別紙2）
- （3）収支予算書（別紙3）
- （4）役員等に関する名簿（別紙4）
- （5）補助対象経費に係る見積書等の写し

様式第2号（第7条関係）

群馬県指令 第 号

法人等代表者名

（元号） 年 月 日付けで交付申請のあった（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）第5条及び群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条により、下記の条件を付して交付します。

（元号） 年 月 日

群 馬 県 知 事

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、（元号） 年 月 日付けで交付申請のあった（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補 助 金 の 額 金 円

- 3 補助対象経費及びその配分は、実施計画書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、規則及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第 3 号（第 8 条関係）

（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

（元号） 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記補助金について、群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
	既交付決定額	(	円)
	差引増減額	(	円)

2 変更の理由

3 添付書類

- （1）実施計画書（別紙 1）
- （2）所要額調書（別紙 2）
- （3）収支予算書（別紙 3）
- （4）補助対象経費に係る見積書等の写し

様式第4号（第8条関係）

群馬県指令 第 号

法人等代表者名

（元号） 年 月 日付けで変更交付申請のあった（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金について、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）第5条及び群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第2項により、下記の条件を付して変更交付します。

（元号） 年 月 日

群 馬 県 知 事

記

1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、（元号） 年 月 日付けで変更交付申請のあった（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金変更交付申請書（以下「申請書」という。）記載のとおりとする。

2 変更後の補助金の額は次のとおりとする。

変更後の補助金の額	金	円
既 交 付 決 定 額	(	円)
差 引 増 減 額	(	円)

3 補助対象経費及びその配分は、実施計画書記載のとおりである。

4 補助事業者は、規則及び交付要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第 5 号（第 9 条関係）

（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金
中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

（元号） 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された
標記補助金に係る補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいの
で、群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱第 9 条の規定によりそ
の承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 6 号（第10条関係）

（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金実績報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

（元号） 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記補助金に係る補助事業の実績について、群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

記

1 補助金所要額 金 円
既交付決定額 (円)

2 事業完了年月日

3 添付書類

- （１）事業実績報告書（別紙５）
- （２）精算書（別紙６）
- （３）収支決算書（別紙７）
- （４）事業実績報告書（別紙５）の添付資料（領収書等） ※

※（１）～（３）のほか、事業実績報告書（別紙５）に記載の添付資料等も提出すること。

【こどもの居場所づくり事業関係】

事業開催時の様子が分かる写真、保険加入契約書の写し等保険料の分かるもの、食品衛生法関係について、許可証の写し、修了証の写し（子ども食堂の場合）、事業完了及びその金額が確認できる書類（領収書の写し、現物の写真等）

【こどもの居場所地域ネットワークづくり事業関係】

事業完了及びその金額が確認できる書類（領収書の写し、現物の写真等）

【こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業関係】

事業完了及びその金額が確認できる書類（領収書の写し、現物の写真等）、構成団体の役割分担や事業への関与が分かる資料、事業の実施結果が分かる資料（チラシ、当日の写真等）

様式第 7 号（第11条関係）

群馬県指令 第 号

法人等代表者名

（元号） 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定した（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金については、（元号） 年 月 日付けで報告のあった事業実績報告に基づき、交付額を金 円に確定します。

【なお、超過交付となった金 円については、群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱第11条第 4 項の規定により、年 月 日までに返還することを命ずる。】

（元号） 年 月 日

群 馬 県 知 事

様式第 8 号（第11条関係）

（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金概算払請求書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

（元号） 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記補助金について、群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱第11条第 3 項の規定により、下記の金額を請求します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---|
| 1 | 今 回 請 求 額 | 金 | 円 |
| 2 | 交 付 決 定 額 | 金 | 円 |
| 3 | 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 4 | 残 額 | 金 | 円 |
| 5 | 概算払を必要とする理由 | | |
| 6 | 添付書類
月別の支払計画が分かる書類 | | |

様式第 9 号（第13条関係）

（元号） 年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金
消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

（元号） 年 月 日付け群馬県指令第 号をもって交付決定された標記
補助金について、群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金交付要綱第13条第
1項の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 補助金の額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した当該補助金に係る消費税等仕入
控除税額

金 円

3 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

実施計画書（こどもの居場所づくり事業）

1 事業者の概要

団 体 名			
所 在 地	〒		
代 表 者	氏 名		電 話
	住 所	〒	
担 当 者 及 び 連 絡 先	氏 名		電 話
	メ ー ル		
活動開始年月日			
主な事業内容			
団体構成員数	人		
会 計 口 座	金融機関名		普通 ・ 当座
	支 店 名		口 座 番 号
	口座名義	フリガナ	

2 こどもの居場所の概要

居 場 所 名 称			
居 場 所 種 類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）		
対 象 地 域			
事 業 目 的			
主 な 対 象 者			
開 催 場 所	住 所	〒	
	施 設 名		
開 催 日 開 催 頻 度	当年度開催（予定）日：		
	月 回（毎月第 曜日・第 曜日）		
	年間開催予定日数 日		
開 催 時 間	時 分 ～ 時 分		
利 用 料	こども（ ～ 歳）： 円 大人： 円		
利 用 見 込	こども： 人 大人： 人 スタッフ(ボランティア含む)： 人		
HP 又は SNS 等	URL：		

※当年度開催（予定）日について、未定の場合は分かる範囲で記載すること。

※利用見込は1回当たりとすること。こども及び大人は、団体の構成員の3親等以内の親族を除いた人数とすること。

3 こどもの居場所の運営体制

(1) 衛生管理・安全確保体制

責任者氏名				
保険加入 (予定)	保険名			
	保障内容	☐ 活動に伴う事故 ☐ 提供する食品に起因する食中毒		
食品衛生法関係 ※こども食堂の 場合のみ記載	管轄保健所		相談日	年 月 日
	営業許可取得(予定)年月日	年 月 日		
	食品衛生責任者養成講習会受講(予定)者			
	食品衛生責任者養成講習会受講(予定)日	年 月 日		
	その他()	年 月 日		
食物アレルギー対策 ※食品を提供する 場合のみ記載	こどもの健康情報及び緊急連絡先の把握方法			

※営業許可(予定)年月日は、管轄保健所への相談等により取得が必要と指導された場合のみ記載すること。

(2) 福祉的な支援が必要な場合に想定される連携先

区 分	名 称	連絡先(電話番号)
市町村役場		
児童福祉所管課		
民生委員・児童委員所管課		
学 校		
小学校		
中学校		
市町村社会福祉協議会		
生活困窮者相談支援機関		
民間支援機関		

※ 適宜行を追加すること。また、日頃より情報交換できる連携体制の確保に努めること。

4 補助対象経費の内訳

項 目	購入等予定年月	用途・目的	金 額
備品購入	年 月		円
消耗品購入	年 月		円
印刷製本費(広報にかかるチラシ作成等)	年 月		円
保険料・手数料等	年 月		円
その他	年 月		円
合 計			円

※ 交付申請日の属する年度の1月31日までを対象とすることができる。

※ 見積書の写し等、金額がわかるものを添付すること。

※ 行が足りない場合は、行を追加するか、別紙にて作成すること。

実施計画書（こどもの居場所地域ネットワークづくり事業）

1 新設する地域ネットワークの概要

ネットワーク名			
所在地	〒		
代表者	氏名		所属団体名
	住所	〒	
	電話		
	メール		
活動開始年月日			
構成団体数	団体		
設立の趣旨・目的			
活動内容			
会議等 開催頻度	年間開催予定回数： 回 開催時期：概ね 箇月に1回開催 等		
会計口座	金融機関名		普通 ・ 当座
	支店名		口座番号
	口座名義	フリガナ	

2 構成団体の概要

(構成団体1：こどもの居場所提供事業者①)

居場所名称			
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）		
対象地域			
ネットワークへの 参加目的			
開催場所	住所	〒	
	施設名		

(構成団体2：こどもの居場所提供事業者②)

居場所名称			
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）		
対象地域			
ネットワークへの 参加目的			
開催場所	住所	〒	
	施設名		

(構成団体3：市町村)

名 称	〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係
種 類	行政
ネットワークへの 参 加 目 的	

(構成団体4：その他)

名 称	
種 類	
ネットワークへの 参 加 目 的	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。別紙として添付することも可。

3 福祉的な支援が必要な場合に想定される連携先

区 分	名 称	連絡先（電話番号）
市町村役場		
児童福祉所管課		
民生委員・児童委員所管課		
学 校		
小学校		
中学校		
市町村社会福祉協議会		
生活困窮者相談支援機関		
民間支援機関		

※ 適宜行を追加すること。また、日頃より情報交換できる連携体制の確保に努めること。

4 補助対象経費の内訳

項 目	購入等予定年月	用途・目的	金 額
備品購入	年 月		円
消耗品購入	年 月		円
印刷製本費(広報にか かるチラシ作成等)	年 月		円
その他	年 月		円
合 計			円

※ 交付申請日の属する年度の1月31日までを対象とすることができる。

※ 見積書の写し等、金額がわかるものを添付すること。

※ 行が足りない場合は、行を追加するか、別紙にて作成すること。

実施計画書（こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業）

1 地域ネットワークの概要

ネットワーク名			
所在地	〒		
代表者	氏名		所属団体名
	住所	〒	
	電話		
担当者及び 連絡先	氏名		所属団体名
	メール		
	電話		
活動開始年月日			
構成団体数	団体		
会議等 開催頻度	年間開催予定回数： 回 開催時期：概ね 箇月に1回開催 等		
会計口座	金融機関名		普通 ・ 当座
	支店名		口座番号
	口座名義	フリガナ	

2 構成団体の概要

(構成団体1：こどもの居場所提供事業者①)

居場所名称			
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）		
対象地域			
ネットワークへの 参加目的			
開催場所	住所	〒	
	施設名		

(構成団体2：こどもの居場所提供事業者②)

居場所名称			
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）		
対象地域			
ネットワークへの 参加目的			
開催場所	住所	〒	
	施設名		

(構成団体3：市町村)

名 称	〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係
種 類	行政
ネットワークへの 参 加 目 的	

(構成団体4：その他)

名 称	
種 類	
ネットワークへの 参 加 目 的	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。別紙として添付することも可。

3 補助対象経費の内訳

項 目	購入等予定年月	用途・目的	金 額
備品購入	年 月		円
消耗品購入	年 月		円
印刷製本費(広報にか かるチラシ作成等)	年 月		円
賃借料(会場費等)	年 月		円
その他	年 月		円
合 計			円

※ 交付申請日の属する年度の1月31日までを対象とすることができる。

※ 見積書の写し等、金額がわかるものを添付すること。

※ 行が足りない場合は、行を追加するか、別紙にて作成すること。

4 実施事業

事 業 種 別	☐ 構成団体が提供するこどもの居場所の利用拡大に繋がる事業 ☐ こどもの居場所を提供する事業者の新規設立を促進する事業
事 業 の 名 称	
事 業 の 目 的	
事 業 内 容	
主 な 対 象 者	
実 施 時 期	
実 施 場 所	

※ 構成団体の役割分担や事業への関与が分かる資料を添付すること。

※ その他、事業の概要が分かる資料等を適宜添付すること。

群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金所要額調書

団 体 名

居場所名称

事業の区分	補助対象経費	補助対象経費の 支出見込額	寄付金その他の 収入予定額	差引額 (A－B)	補助基準額	選定額	補助所要額
		A	B	C	D	E	F
		円	円	円	円	円	円
こどもの居場所づくり事業	(1)備品購入費						
	(2)消耗品購入費						
	(3)印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)						
	(4)保険料、手数料等						
	(5)その他()						
合 計					200,000		10/10
こどもの居場所地域 ネットワークづくり事業	(1)備品購入費						
	(2)消耗品購入費						
	(3)印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)						
	(4)その他()						
合 計					100,000		10/10
こどもの居場所地域 ネットワーク普及啓発事業 (イベント開催を伴う事業)	(1)備品購入費						
	(2)消耗品購入費						
	(3)印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)						
	(4)賃借料(会場費等)						
	(5)その他()						
合 計					300,000		10/10
こどもの居場所地域 ネットワーク普及啓発事業 (イベント開催を伴わない事業)	(1)備品購入費						
	(2)消耗品購入費						
	(3)印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)						
	(4)その他()						
合 計					100,000		10/10

(記載上の注意)

1 C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。

2 E欄には、C欄及びD欄を比較して、少ない方の額を記入すること。

3 F欄には、E欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を記入すること。

(別紙3)

収 支 予 算 書

1 収入の部

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県こどもの居場所づくり応援事業補助金		
寄附金		
利用料		
その他		
計		

※備考欄には、各項目の明細を記載すること。

2 支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

※消費税及び地方消費税相当額は、各項目に含めること。

※備考欄には、支出内容の明細を記載すること。

役員等に関する名簿

申請者	団体名		所在地					
役職	氏名	ふりがな	生年月日				性別	備考
			和暦	年	月	日		

- ※ 1 法人の場合は、登記事項証明書に登載されている役員全員について記載すること。
 2 その他の団体については、団体代表者について記載すること。

団 体 名							
居 場 所 名 称							
開 催 場 所	住 所	〒					
	施 設 名						
開 催 実 績	開催月日						
	参加者	こども	人	人	人	人	人
		大人	人	人	人	人	人
		スタッフ	人	人	人	人	人
	開催月日						
	参加者	こども	人	人	人	人	人
		大人	人	人	人	人	人
		スタッフ	人	人	人	人	人
	開催月日						
	参加者	こども	人	人	人	人	人
		大人	人	人	人	人	人
		スタッフ	人	人	人	人	人
	開催月日						
	参加者	こども	人	人	人	人	人
		大人	人	人	人	人	人
		スタッフ	人	人	人	人	人
開 催 時 間	通常の開催時間： 時 分 ～ 時 分						
利 用 料	こども（ ～ 歳）： 円 大人： 円						

2 こどもの居場所の運営体制

(1) 衛生管理・安全確保体制

保険加入	保 険 名	
	保障内容	□活動に伴う事故 □提供する食品に起因する食中毒
食品衛生法関係 ※こども食堂の 場合のみ記載	営業許可取得年月日（取得した場合のみ）	年 月 日
	食品衛生責任者養成講習会受講者	
	食品衛生責任者養成講習会受講日	年 月 日
	その他（ ）	年 月 日

※保険加入について、契約書の写し等保険料の分かるものを添付すること。
※食品衛生法関係について、許可証の写し（保健所の指導により取得した場合）、食品衛生責任者養成講習会修了証の写しを添付すること。

(2) 福祉的な支援へのつなぎ

次のとおり関係機関と連携し、利用者を福祉的な支援につなげました。

	連携先関係機関	時期	概況（個人が特定されないよう簡潔に記載すること）
例	〇〇市福祉課、 〇〇市生活困窮者 自立支援窓口	8月	夏休み中に学習支援に来たA君が、時々昼食を食べていない様子であったため、保護者に事情を聞いたところ、生活のため食費を切り詰めているとのこと。保護者に相談支援窓口の利用をすすめ、同行した。
1			
2			
3			
4			
5			

3 補助対象経費の内訳

項 目	購入等年月	用途・目的	金 額
備品購入	年 月		円
消耗品購入	年 月		円
印刷製本費(広報にか かるチラシ作成等)	年 月		円
保険料・手数料等	年 月		円
その他	年 月		円
合 計			円

※ 交付申請日の属する年度の1月31日までを対象とすることができる。

※ 事業完了及びその金額が確認できる書類（領収書の写し、現物の写真等）を添付すること。

※ 行が足りない場合は、行を追加するか、別紙にて作成すること。

事業実績報告書（こどもの居場所地域ネットワークづくり事業）

1 新設した地域ネットワークの概要

ネットワーク名				
所在地	〒			
代表者	氏名		所属団体名	
	住所	〒		
	電話			
	メール			
活動開始年月日				
構成団体数	団体			
設立の趣旨・目的				
活動内容				
開催実績	開催月日	参加団体数	参加者数	概要
	月 日			

※ 行が足りない場合は、行を追加するか、別紙にて作成すること。

2 構成団体の概要

（構成団体1：こどもの居場所提供事業者①）

居場所名称		
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）	
対象地域		
ネットワークへの参加目的		
開催場所	住所	〒
	施設名	

（構成団体2：こどもの居場所提供事業者②）

居場所名称		
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）	
対象地域		

ネットワークへの 参 加 目 的		
開 催 場 所	住 所	〒
	施 設 名	

(構成団体3：市町村)

名 称	〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係
種 類	行政
ネットワークへの 参 加 目 的	

(構成団体4：その他)

名 称	
種 類	
ネットワークへの 参 加 目 的	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。別紙として添付することも可。

3 福祉的な支援へのつなぎ

次のとおり関係機関と連携し、利用者を福祉的な支援につなげました。

	連携先関係機関	時期	概況（個人が特定されないよう簡潔に記載すること）
例	〇〇市福祉課、 〇〇市生活困窮者 自立支援窓口	8月	夏休み中に学習支援に来たA君が、時々昼食を食べていない様子であったため、保護者に事情を聞いたところ、生活のため食費を切り詰めているとのこと。保護者に相談支援窓口の利用をすすめ、同行した。
1			
2			
3			

4 補助対象経費の内訳

項 目	購入等年月	用途・目的	金 額
備品購入	年 月		円
消耗品購入	年 月		円
印刷製本費(広報にか かるチラシ作成等)	年 月		円
その他	年 月		円
合 計			円

※ 交付申請日の属する年度の1月31日までを対象とすることができる。

※ 事業完了及びその金額が確認できる書類(領収書の写し、現物の写真等)を添付すること。

※ 行が足りない場合は、行を追加するか、別紙にて作成すること。

事業実績報告書（こどもの居場所地域ネットワーク普及啓発事業）

1 地域ネットワークの概要

ネットワーク名	
所在地	〒
活動開始年月日	
構成団体数	団体

2 構成団体の概要

(構成団体1：こどもの居場所提供事業者①)

居場所名称	
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）
対象地域	
ネットワークへの参加目的	
開催場所	住所 〒
	施設名

(構成団体2：こどもの居場所提供事業者②)

居場所名称	
居場所種類	☐ こども食堂 ☐ 学習支援 ☐ 遊び場等（内容： ）
対象地域	
ネットワークへの参加目的	
開催場所	住所 〒
	施設名

(構成団体3：市町村)

名称	〇〇市〇〇部〇〇課〇〇係
種類	行政
ネットワークへの参加目的	

(構成団体4：その他)

名称	
種類	
ネットワークへの参加目的	

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。別紙として添付することも可。

3 補助対象経費の内訳

項 目	購入等年月	用途・目的	金 額
備品購入	年 月		円
消耗品購入	年 月		円
印刷製本費(広報にか かるチラシ作成等)	年 月		円
賃借料(会場費等)	年 月		円
その他	年 月		円
合 計			円

※ 交付申請日の属する年度の1月31日までを対象とすることができる。

※ 事業完了及びその金額が確認できる書類(領収書の写し、現物の写真等)を添付すること。

※ 行が足りない場合は、行を追加するか、別紙にて作成すること。

4 事業実施結果

事業種別	☐ 構成団体が提供するこどもの居場所の利用拡大に繋がる事業 ☐ こどもの居場所を提供する事業者の新規設立を促進する事業
事業の名称	
事業の目的	
事業内容	
実施時期	
実施場所	
参加者数	
得られた成果	

※ 構成団体の役割分担や事業への関与が分かる資料を添付すること。

※ その他、事業の実施結果が分かる資料(チラシ、当日の写真等)を添付すること。

年度群馬県こどもの居場所づくり応援事業補助金精算書

団 体 名

居 場 所 名 称

事業の区分	補助対象経費	補助対象経費の 実支出額	寄付金その他の 収入予定額	差引額 (A－B)	補助基準額	選定額	補助所要額	補助金 交付決定額	補助金 受入済額	差引過不足額
		A	B	C	D	E	F	G	H	I
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
こどもの居場所づくり事業	(1) 備品購入費			0						
	(2) 消耗品購入費			0						
	(3) 印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)			0						
	(4) 保険料、手数料等			0						
	(5) その他()			0						
合 計		0	0	0	200,000	0	$\frac{10}{10}$ 0			0
こどもの居場所地域 ネットワークづくり事業	(1) 備品購入費			0						
	(2) 消耗品購入費			0						
	(3) 印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)			0						
	(4) その他()			0						
合 計		0	0	0	100,000	0	$\frac{10}{10}$ 0			0
こどもの居場所地域 ネットワーク普及啓発事業 (イベント開催を伴う事業)	(1) 備品購入費			0						
	(2) 消耗品購入費			0						
	(3) 印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)			0						
	(4) 賃借料(会場費等)			0						
	(5) その他()			0						
合 計		0	0	0	300,000	0	$\frac{10}{10}$ 0			0
こどもの居場所地域 ネットワーク普及啓発事業 (イベント開催を伴わない事業)	(1) 備品購入費			0						
	(2) 消耗品購入費			0						
	(3) 印刷製本費(広報にかかる チラシ作成等)			0						
	(4) その他()			0						
合 計		0	0	0	100,000	0	$\frac{10}{10}$ 0			0

(記載上の注意)

- 1 C欄には、A欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
- 2 E欄には、C欄及びD欄を比較して、少ない方の額を記入すること。
- 3 F欄には、E欄の額に10/10を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を記入すること。
- 4 I欄には、G欄からH欄を差し引いた額(F欄がG欄より少ない場合は、F欄からH欄を差し引いた額)を記入すること。

(別紙 7)

収 支 決 算 書

1 収入の部

単位：円

区 分	決 算 額	備 考
県こどもの居場所づくり応援事業補助金		
寄附金		
利用料		
その他		
計		

※備考欄には、各項目の明細を記載すること。

2 支出の部

区 分	決 算 額	備 考
計		

※消費税及び地方消費税相当額は、各項目に含めること。

※備考欄には、支出内容の明細を記載すること。